

学校いじめ防止対策基本方針（小山町立明倫小学校）

令和5年4月1日版

1 基本理念

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子供に向けた対応が求められます。いじめられた子は心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子供や周りの子供が、そのことに気付いたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

以上の考えにより、基本方針を策定します。

2 子供の姿・めざす子供の姿

○友達にやさしい子供が多い
○友達の良いところを認められる子供が多い。
△「だめ」「いや」をはっきり言えない子供がいる。



○いじめをしない子
○いじめを許さない子
○お互いの人権を尊重する子

3 目標

〈長期目標〉互いの伸びを認め合い、自分も友達も大切にすること

〈短期目標〉相手の目を見て挨拶を交わす子
友達の話を最後まで聞く子

4 いじめの防止等の対策のための校内組織

〈いじめ防止対策委員会〉

校内構成員〔校内の教職員〕

校長、教頭、教務主任、各学級担任、生徒指導主任、養護教諭

外部構成員〔連携を図る外部専門家〕

- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・学校評議員
- ・主任児童委員
- ・御殿場警察署生活安全課職員
- ・こども相談員
- ・菅沼交番署長
- ・（場合によって）PTA会長

5 未然防止

〈心情育成〉

- ・道徳の授業や友達との関わりの中で、人権感覚、自尊感情、規範意識を育てる。

〈授業改善〉

- ・一人一人の良さを生かし、分かる喜びが味わえる授業を行う。

〈居場所づくり・絆づくり〉

- ・どの子も活躍できる場を設定する。
- ・所属感があり、温かい雰囲気のある学級経営を行う。
- ・登校班やなかよし班、ペア活動などを通して、子供同士の関わりを深める。

6 早期発見

〈観 察〉

- ・ 子供の変化に気付き、情報を職員全体で共有する。

〈面 談〉

- ・ 気になる子供と速やかに面談を行い、状況を把握する。

〈情報交換〉

- ・ 定期的に子供の様子について情報交換を行う。(月1回いじめ防止対策委員会を行う。)

〈アンケート〉

- ・ 定期的にいじめに関するアンケートと教育相談を行う。(年3回以上)

7 早期対応

〈組 織〉

- ・ 明倫小いじめ防止対策委員会(校内)を中心に対応する。

〈情報収集・整理〉

- ・ いじめ発見者→(担任)生徒指導主任→校長を中心とするいじめ防止対策委員会
- ・ 関係者から必要な情報を速やかに集め、整理する。

〈保護者への対応〉

- ・ 両者の保護者への説明、協議を行う。
- ・ 家庭との信頼関係を構築し協力を依頼する。

〈関係機関との連携〉

- ・ 必要と判断したときは、スクールカウンセラーなどと協力して解決に当たる。

8 重大事態への対応

〈連携・調査〉

- ・ 教育委員会と連携し調査を行い、事実関係を明確にする。

〈組 織〉

- ・ 調査組織を速やかに設ける。

〈報 告〉

- ・ 教育委員会に直ちに報告し、教育委員会を通じて、関係機関へ速やかに報告する。

〈保護者への対応〉

- ・ 当該児童及びその保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供する。

9 再発防止

〈分 析〉

- ・ いじめが起こった原因・要因を詳細に分析する。

〈改 善〉

- ・ 学校体制や組織の改善や強化を図る。
- ・ いじめ防止対策の見直しや改善を図る。

〈連携強化〉

- ・ 家庭や地域との連携を強化する。
- ・ スクールカウンセラーやこども相談員などとの連携を密にする。